児童館及び学童保育所指定管理候補者選定要領

1　目　的

この要領は、児童館及び学童保育所の指定管理を行う団体の選定にあたり、選定方法を定めることにより、選定の透明性及び公平性を確保することを目的とする。

2　選定方法

指定管理者の候補者の選定は、「３　審査方法」に基づき、高根沢町指定管理者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）が点数評価することにより行う。

選定委員１人あたりの持ち点は「100点」とし、全選定委員の点数の合計が最も高い者から順位付けを行う。なお、同点の団体がある場合は、事業計画に係る点数が高い団体を上位とする。

最も点数の高い者を指定管理者の候補者、次に点数が高い者を次点とし、指定管理者の指定の日までに指定管理者の候補者の辞退や失格があった場合には、次点の団体を指定管理の候補者とする。

3　審査方法

審査方法は書類審査及び面接審査とし、選定委員が別紙に定める評価項目に従って、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、点数を付ける。

なお、プレゼンテーションの終了後、15分程度質疑応答の時間を設け、選定委員が審査する上で必要な事項を応募団体に直接質問することができる。

（１）　書類審査

経営状況や事業計画等について、提出書類に基づき審査する。

（２）　面接審査

申請者の代表者等３名以内によるプレゼンテーションに基づき審査する。

プレゼンテーションの時間は20分以内とし、必須説明事項は次のア～ウとする。

ア　申請理由　・・・運営の意欲等

イ　運営主体　・・・経営理念、財政基盤等

ウ　事業の実施計画　・・・事業展開の確実性、職員配置等、事業の継続性、計画内容の企画力及び適応力等

プレゼンテーションはプロジェクターを使用して行うことができるものとする。この場合、提出書類の内容をPowerPoint等で編集することを認めるが、提出書類に記載の無い事項を含めてはならない。また、電源以外の必要な機材（プロジェクターやパソコン等）は応募団体が用意するものとする。

4　失格条項

次のいずれかに該当する団体は失格とする。

（１）　申請内容等に虚偽又は事実と著しく相違があると認められる団体

（２）　満点の６割に満たない点数をつけた委員が過半数となった団体